

平成 28 年 3 月 7 日  
理事会承認・評議員会承認

平成 2 8 年 度

# 事業計画書

自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 29 年 3 月 31 日

東京都港区南麻布 5 丁目 1 番 2 7 号  
公益財団法人 アジア福祉教育財団  
理事長 藤 原 正 寛

# 平成28年度事業計画書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

中東情勢は混迷を深めテロの脅威は収まる気配がない。また、東アジアでは瀬戸際外交や南シナ海の制海権をめぐる牽制行動が活発化している。これまで以上にわが国は自国の安全確保とそれに見合う責任ある行動がもとめられている。

一時、増大する中東および北アフリカの難民・移民に対し日本は冷淡だとの批判が散見されたが、パリの同時多発テロ事件等を機に難民・移民の受入れが慎重に転ずるなど、欧米の世論は揺れ動いた。

それだけに私たちは世界情勢を的確に把握し、定見をもって政策を推し進めなければならない。当財団が長年培ってきた「日本がアジア地域の充実発展に力を尽くして行く。そこからアジア地域の安定が得られ、アジアの国々から信頼される国となり、ともに手を取り合い平和への道を進んで行ける。ここにわが国としての最大の役割がある」という理念に従い、より一層アジアとの連帯に力を注ぎ、アジアから信頼される国になるための事業に取り組む。

また先行き不透明の経済状況に鑑み資産運用に慎重を期しつつ、公益法人としての立ち位置を明確にするため事業内容の更なる質的改善に努めることとする。

以上の認識のもと、平成28年度は以下の事業を実施する。

## 記

1. アジアにおける孤児、母子、難民に対する福祉、教育等の進歩向上に資するため国内外の情報、資料の収集ならびに情報の交換および広報活動を行う。
2. アジア諸国における孤児、母子等の福祉、教育施設等の整備およびアジア諸国の教育関係者の教育交流に対して資金援助を与える。
3. アジア諸国における孤児、母子等の社会福祉事業に従事している官・民の幹部関係者をわが国に招聘する。なお、第1回は4月6日（水）から4月13日（水）まで、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン、第2回は5月29日（日）から6月5日（日）までフィリピン、シンガポール、台湾、ベトナム、第3回は10月19日（水）から10月26日（水）までインド、ネパール、スリランカ、タイの福祉関係者を招聘し、アジア諸国との信頼関係の更なる構築に努める。
4. わが国に定住した難民の人たちが希望をもって安定した生活を営めるよう、他の模範となる定住難民を表彰するとともに、支援や協力をいただいている難民の雇用主、支援・協力者等に感謝状を授与する式典と、懇親・理解を深めるための催し「第37回日本定住難民とのつどい」を平成28年12月4日（日）、新宿区立新宿文化センターで開催する。催しにあたっては共催者（予定）の新宿区と連携を図る。

- 5 財団が実施した公益のための事業およびその成果を広く一般に知らせ、社会の様々な事業にも反映してもらうための啓発広報誌「愛」を1万部発行するとともに、別冊として啓発資料を作成する。また、財団のホームページの充実を図る。
- 6 難民に関する海外調査事業を実施する。
- 7 難民事業本部が実施する定住インドシナ難民への支援事業を補強するため、相談事業を行う。（国費以外の相談員を一人設置）
- 8 アジア諸国の情勢把握と信頼構築、さらに難民政策の実際を調査するため、理事長によるベトナム、オーストラリア等の海外視察を実施する。
- 9 政府の委託を受け、以下の10から13の業務を実施する。
  - 10 難民の地位に関する条約上の難民であると我が国が認めた者（以下「条約難民」という）並びに第三国定住により受け入れる難民（以下「第三国定住難民」という）及びその家族等に対し、本邦定住の促進を図るため、次の事業を実施する。
    - (1) 日本語教育、生活ガイダンス等の定住支援プログラムの開講並びに開講期間中の宿泊施設の提供及び生活費、医療費等の支給
    - (2) 日本語教育相談、職業相談・紹介、職場適応訓練の委託等、宿泊施設退所後の定住地での生活の立ち上げにおける支援
    - (3) 定住地での生活を開始した難民に対する生活支援及び日本語学習支援並びに生活状況、日本語能力等の実態調査
    - (4) 日本語学習支援を実施しているボランティア団体等への教材の提供
    - (5) 雇用促進に関する業務を含むその他の本邦定住の促進に必要な事業
  - 11 我が国に庇護を求める外国人（以下「難民認定申請者等」という）のうち、衣食住に欠ける等生活困窮の度合いが高い者に対し保護措置を行うため、次の事業を実施する。
    - (1) 難民認定申請者等に対する保護措置の実施に必要な調査
    - (2) 生活費、医療費等の支給並びに生活状況の把握及び緊急宿泊施設の提供
  - 12 インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応するため、情報提供窓口を設置し、日本語教育や職業相談等に係る支援を行う。
  - 13 難民支援の裾野を広げるため、広く国民一般を対象に難民問題の啓蒙に努めるとともに、我が国の国内外における難民支援政策・活動についての広報の一環として、セミナー、ワークショップ、スタディーツアー等を開催及び国際協力に係るイベントへの参加を行う。

以上